

J P 労組北陸退職者の会会報

第26号

2020年7月1日
発行責任者 近藤源一郎
編集責任者 串田信行

介護保険サービスの仕組みを知り、駆使しよう

寄稿者 金沢市議会議員 田中美絵子

介護保険とは

2000年4月に介護保険制度が導入されてから20年が経過しました。

介護保険は運用開始しながら制度を見直していく方針でスタートしたものであ



交流と学習の集いで講演する 田中美絵子氏

り、必要に応じてこの20年の間に様々な制度改正が行われました。また介護保険は3年に1回見直されるため、大幅な変化も生じます。今年2020年度は改正案が国会に上程される年であり、来年2021年には介護報酬改定が行われ制度が

改正されます。議論の中には、介護職の人材確保等が含まれているそうです。介護人材の不足については大きな課題の一つとなっています。介護を原因とした介護離職問題も社会問題になりました。介護を行う方も利用される方

も無理なく行政サービスを借りながら仕事や生活と両立出来る社会が実現することを願うばかりです。

それにはやはり、介護サービスの仕組みを知っておかなければなりません。介護サービスをどこまで利用できるのか勉強して、駆使して頂きたいと思います。

3年に1度介護サービスは改正されます。良い方向に改正されれば問題ないのですが、圧迫する財政の中で、時にはサービスの削減が行われることもあります。常に情報を収集して上手に介護サービスを利用してください。

「第二波なんて、怖くない」との気概を持って

北陸地方退職者の会会員のみなさま方におかれましては、新型コロナウイルス感染対策で、外出の自粛という大変な日々を過ごされ、会員全員が無事にこの難局を乗り越えられたこと、喜ばしく思います。

この後、第二波、第三波の心配がありますが、お互いに「第二波なんて、怖くない」との気概を持って、手洗い、うがい、マスクの着用などを怠らず、毎日過ごしませう。

J P 労組北陸退職者の会会長 近藤 源一郎

介護サービスを受けるには

要支援・要介護認定が必要

介護保険被保険者証は、65歳の誕生日に市区町村より交付されますが、そのままだでは介護保険サービスは利用できません。

介護保険サービスを利用する場合には、介護認定を受けるための手続きをすることが必要です。介護保険サービスを利用するには要支援・要介護認定が必要です。まずは、お住まいの市



区町村の介護保険担当窓口で申請することから始めます。

役所の窓口で日程調整を

要支援は地域包括支援センターに

要介護はケアマネージャーに

要介護認定が出たら要支援が出た場合は地域包括支



し、役所から任命された認定調査員が自宅に来てご本人に日常生活の状況を伺い、身体機能のチェックを行います。その後、認定結果が出るまでに1か月程度を要します。

援センターに相談、要介護が出た場合はケアマネー

ジャーに相談します。

どこの地域包括支援センターに連絡すればよいか、わからない場合には、地区町村の介護保険担当窓口で教えてくれます。

また要介護の方は、ケアマネージャーリストを見て



自分に合った相性のいい人を探すと良いでしょう。ケアマネージャーは介護の計画書である「ケアプラン」を作成し、本人だけではなく介護されているご家族の相談も聞いてくれます。



2019年度後半〜20年度前期の活動について

北陸地方および富山・石川・福井連協退職者の会は、2019年度後期活動計画および2020年度前期予定の活動並びに定期総会について、新型コロナウイルス感染症問題から中止または延期としました。

富山連協が企画していた「パークゴルフ&バーベキュー大会、親睦旅行」については中止、石川連協が企画していた「親睦と学習の集い」については延期、福井連協が企画していた「おもてなしイベント」については次年度に延期とし、詳細企画が出次第に周知します。地方および各連協の第6回定期総会については、全国総会の開催が確定しないので、確定次第周知します。

保険料とサービスについて

介護保険は保険料と税金で運営されています。そして所得により1割から3割の自己負担があります。現

介護度により支給限度額がある

介護保険には介護度に応じた支給限度額があります。この範囲内でケアマネージャーはケアプランを作成します。介護度が重いほど限度額が大きくなります。それ以上のサービスを受けた場合は全額自己負担となります。

介護保険に認定調査で要介護1〜5までの認定にならなかった方は、介護保険の給付を受けられません。しかし、要支援1や2や非該当（認定なし）の方に對しても今後、要介護状態にさせないための支援が必要です。そこで日常生活支援総合

役並みに所得のある高齢者は介護保険利用時の自己負担割合が3割になります。

事業などの新しい動きが生まれています。要支援の方は訪問型や施設型のサー

負担限度額認定制度がある

収入や資産が少ない家庭などを対象に、介護保険施設を利用する場合の食費と居住費に対して負担限度額認定制度があります。認定されると認定証が発行されます。これにより、支払限度額以上の支払いを免除されます。認定証はお住まいの市区町村に申請して発行してもらいます。金沢市の場合にはホームページ上からダウンロードすることも可

ビスが受けられ、要支援の認定を受けていなくても栄養改善を目的とした配食や見守りなどのサービスを受けることが出来ます。自己負担も1〜3割で同じです。ただし、支給限度額が要支援の場合は要介護の場合より低く設定されています。

能です。

改正時には利用者の声を国政に

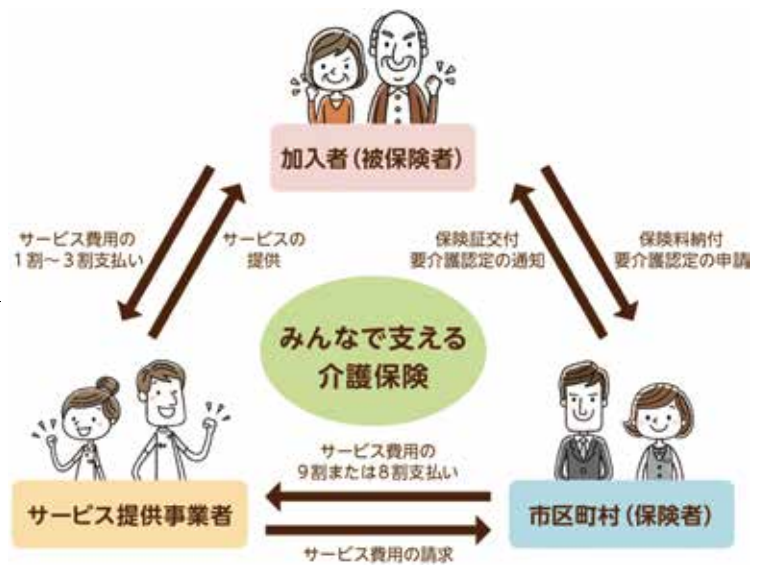
これまで大きく制度の改正を続けてきた介護保険制

度ですが、今後高齢化社会が進むにつれ益々身近で重

要な制度になってきます。改正の時期には利用者の声が国に届くように制度をよく理解し、不備を訴えることも必要なのかもしれません。

寄稿者・田中美絵子氏プロフィール

- 現・金沢市市議会議員
- 元・衆議院議員（厚生労働委員）
- 元・新金沢郵便局パートナー職員
- 現・J P 労組退職者の会会員



<各共済商品のご加入者の方へ>

請求事由が発生した場合は、当該の無料電話へ手続きをお問い合わせください。
また、氏名、住所を変更された際は速やかにご連絡ください。

<各共済商品のご加入者を検討される方へ>

各種商品の詳細な制度内容等については、当該の無料電話にお問い合わせください。

お問い合わせ先一覧

JP共済生協

〒151-8591 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6(9:00~17:45 土日祝年末年始休)

ホームページ <http://www.postlife.or.jp/>

- 無料** 0120-562-105 (総合共済、交通災害共済)
- 無料** 0120-562-060 (火災共済・自然災害共済)
- 無料** 0120-70-4115 (大型生命共済「きずな」、年金共済「ゆとりプラン」)
- FAX** 03-5785-6887 (総合共済、火災共済・自然災害共済、交通災害共済
大型生命共済「きずな」、年金共済「ゆとりプラン」)
- 無料** 0120-562-100 (マイカー共済)
- FAX** 03-5785-6888 (マイカー共済)

JP共済生協は、郵政関連企業で働く方が100円を出資すれば加入できる生活協同組合です。

◆ 退職者は、退職時の満年齢が45歳以上で以下のいずれかに該当する方であれば利用できます。

- ①JP共済生協の加入期間が通算して10年以上 ②郵政関連企業で勤続年数が通算して15年以上

株式会社 郵 愛

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6(9:00~18:00 土日祝年末年始休)

ホームページ <http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/>

- 無料** 0120-025-315 (自動車保険)
- 無料** 0120-025-915 (がん保険)
- 無料** 0120-025-375 (GLTD・個人賠償責任保険・ゴルフア保険)
- 無料** 0120-221-220 (医療共済・フルガード保険)
- FAX** 0120-779-783 (自動車保険・がん保険他)
- FAX** 0120-221-905 (医療共済)

(株)郵愛は保険代理店です。JP労組組合員とその家族、郵政関連企業を退職された方は団体割引が適用されます。

連協・支部などで共済説明会を開催する際は、

- ◇ 「JP共済生協(ポストライフ)北陸地方部」 Tel076-260-3294 又は
 - ◇ 「JP労組北陸地方本部・共済部」 Tel076-222-0550
- まで連絡してください。

※ 説明資料や経費負担等について検討いたします。